

傍聴規則の改正について

全国標準市議会傍聴規則（本会議の傍聴）は、直近の改正が平成3年に行われて以降、改正が行われてこなかった。時代の経過に合わせ現在の社会情勢に対応した規定とし、傍聴環境を整備するため、全国市議会議長会（標準会議規則等の改正等に関する検討会議）において、標準市議会傍聴規則の一部改正が検討され、このほど、同規則の改正の通知があった。

本区の傍聴規則の規定の現状と運用を踏まえつつ、標準市議会傍聴規則の例に基づき本区の傍聴規則の改正を行う。また、委員会傍聴規則も本会議の傍聴規則と同趣旨の規定を設けているため、同様に改正する。

なお、本改正は、条文の整備により規定の文言は変わるが、傍聴者に新たな対応等を求めるものではなく、従前どおり傍聴できることに変わりはない。

記

1 改正規則

- (1) 品川区議会傍聴規則（昭和43年品川区議会規則第1号）
- (2) 品川区議会委員会傍聴規則（昭和61年品川区議会規則第2号）

2 改正概要

(1) 品川区議会傍聴規則

① 傍聴人の定員（第4条）

感染症のまん延などやむを得ない事由により定員を減員する必要がある場合が想定されることから、議長が定員を定めることができる旨を規定する。

② 傍聴席に入ることができない者（第6条）

ア 携帯や着用が認められない物を単に列挙していた規定に「示威的行為のため使用されるおそれがある物」の文言を追加し、規定を明確化するとともに整理する。

イ 携帯品について、議長が必要と認めるときは、係員に質問させることができることを明示し、質問に応じないときは、入場を禁止することができる旨規定する。

③ 傍聴人の守るべき事項（第7条）

ア 禁止事項の飲食について、水分補給は可とする旨規定する。

イ 携帯電話は、音を発しないようにすることを明文化する。

(2) 品川区議会委員会傍聴規則

① 傍聴できない者（第4条）

ア 携帯や着用が認められない物を単に列挙していた規定に「示威的行為のため使用されるおそれがある物」の文言を追加し、規定を明確化するとともに整

理する。

イ 携帯品について、委員長が必要と認めるときは、係員に質問させることができることを明示し、質問に応じないときは、入室を禁止することができる旨規定する。

② 傍聴人の守るべき事項（第5条）

ア 禁止事項の飲食について、水分補給は可とする旨規定する。

イ 携帯電話は、音を発しないようにすることを明文化する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和7年6月1日（予定）

改正後	改正前
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第4条 傍聴人の定員は、77人（車椅子席4人を含む。）とする。</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、ヘルメットその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者</u></p> <p>(3) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p><u>2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号および第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第4条 傍聴人の定員は、77人（車椅子席4人を含む。）とする。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第8条の規定により、許可をうけた者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>

改正後	改正前
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛を旨とし</u>、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手<u>その他</u>の方法により公然と可否を表明し、または議場に現在する者に対して<u>示威的行為</u>をしないこと。</p> <p>(2) <u>私語、騒ぎ立てる等の行為</u>をしないこと。</p> <p>(3) 飲食 (<u>体調管理のための水分補給を除く。</u>)、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(5) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(6) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(撮影、録音等の許可)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音または録画</u>をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手<u>そのほか</u>の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) <u>騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(5) <u>その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(撮影、録音等の許可)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画または中継</u>をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(傍聴人)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者(議員を除く。)は、委員会傍聴券(以下「傍聴券」という。)の交付を受け、これを所持しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、ヘルメットその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者</u></p> <p>(3) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <u>委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号および第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室</u></p>	<p>(傍聴人)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者(議員および報道関係者を除く。)は、委員会傍聴券(以下「傍聴券」という。<u>別記様式</u>)の交付を受け、これを所持しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者(第6条の規定により、許可を受けた者を除く。)</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を禁止することができる。</u> <u>(傍聴人の守るべき事項)</u></p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p> <p>(2) 私語、騒ぎ立てる等の行為をしないこと。</p> <p>(3) 飲食（<u>体調管理のための水分補給を除く。</u>）、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(5) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(6) その他委員会室の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> <u>(撮影、録音等の制限)</u></p> <p>第6条 傍聴人は特別の理由があつて委員会室において<u>写真の撮影、録音または録画をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(係員の指示)</u></p> <p>第7条 <u>傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(傍聴人の守るべき事項)</u></p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) <u>騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(5) その他委員会の秩序を乱し、<u>または議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> <u>(撮影、録音等の制限)</u></p> <p>第6条 傍聴人は特別の理由があつて委員会室において<u>写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画または中継をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>別記様式</u></p>

申し合わせ確認事項の改正について

現在試行的に実施されている項目を含む、以下の3点の改正を行う。

1. 予算・決算特別委員会の開会時間の変更について

令和6年決算特別委員会より試行実施している予算・決算特別委員会の開会時間を、午前10時から午前9時30分に変更する。

改正後	改正前
<p>第3 委員会</p> <p>1 開議時間</p> <p>① 定例会会期中の開議時間(6 予算・決算特別委員会は除く)は午前10時とし、定例会閉会中は午後1時を原則とする。(以下省略)</p> <p>6 予算・決算特別委員会</p> <p>③ 開会、閉会および休憩について</p> <p>ア 開議時間は午前9時30分とし、委員会開会時間を厳守し、会議は定足数に達し次第開会する。</p>	<p>第3 委員会</p> <p>1 開議時間</p> <p>① 定例会会期中の開議時間は午前10時とし、定例会閉会中は午後1時を原則とする。(以下省略)</p> <p>6 予算・決算特別委員会</p> <p>③ 開会、閉会および休憩について</p> <p>ア 開議時間は午前10時とし、委員会開会時間を厳守し、会議は定足数に達し次第開会する。</p>

2. 服装の軽装化の通年実施について

令和6年1月より試行的に実施している服装の軽装化について、本格実施を行う。

改正後	改正前
<p>第17 その他</p> <p>⑥ 会議の出席にあたっては、上着・ネクタイの着用を省略することができる。ただし、本会議場では、上着を着用する。</p>	<p>第17 その他</p> <p>⑥ 夏季期間中は、省エネルギー対策として、上着・ネクタイの着用を省略することができる。ただし、本会議場では、上着を着用する。</p>

3. 掲額式の廃止について

令和7年3月5日の議会運営委員会で議長より提案があった、正副議長応接室への歴代議長の写真掲載廃止に伴い、掲額式を廃止する。

なお、「第 11 掲額式」の削除に伴い、「第 12 河川大会および道路大会」以降の項目の項番を1つずつ繰り上げる。

改正後	改正前
第11 掲額式 —前議長の掲額式は、議長交代時の次の第3回定例会初日前の議会運営委員会終了後に実施することを通例とする。	第11 掲額式 前議長の掲額式は、議長交代時の次の第3回定例会初日前の議会運営委員会終了後に実施することを通例とする。